

空き家付き農地の取得制度 手続きの流れ

制度を利用したい方は、まず土地の所有者と空き家付き農地の購入について相談し、町の定住推進課へも相談



土地の所有者と売買の約束



農業委員会へ申請

空き家とセットで取得する農地(別段の面積及び区域)を指定する申請



農業委員会で現地調査を実施
別段の面積及び区域の指定を議決



農業委員会へ申請

農地法第3条の許可申請(所有権移転の許可申請)



農地法第3条の許可(所有権移転が可能になる)